

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	令和元年9月27日（金）午前8時45分
閉会年月日時刻	令和元年9月27日（金）午前11時00分
開会の場所	邑楽町役場2階204会議室
議案事項	<p>議案第20号 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第21号 邑楽町教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程について</p> <p>議案第22号 邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第23号 令和元年度邑楽町教育委員会点検評価報告書における有識者の委嘱について</p> <p>議案第24号 邑楽町立幼稚園一時預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱について</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1) 邑楽町防災行政無線施設条例施行規則の一部を改正する規則（案）について 2) 邑楽町職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則（案）について 3) 令和4年度以降の成人式典の開催方法について 4) 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 5) 後期学校訪問指導に伴う授業公開について 6) 教育長職務代理者の指名について 7) 給食費返戻（過去5年）に関わる通知について 8) 全国学力・学習状況調査結果について 9) 令和元年10月行事予定について 10) 次回教育委員会について 11) その他

出席者	教 育 長 藤江 利久 委 員 黒澤 幸男 委 員 岡田 真幸 委 員 谷津 洋子 委 員 中村 郷志
説明員	学校教育課長 中繁 正浩 生涯学習課長 半田 康幸 子ども支援課 児童支援係長 金井 孝浩 教育委員会書記 高橋 克徳

会議録

議長（藤江）

ただ今より、9月定例教育委員会を開会いたします。
それでは今回の議事録署名人を決定いたします。
黒澤委員、谷津委員にお願いします。
続きまして、教育長事務報告をさせていただきます。

前回の教育委員会から今回の教育委員会まで、行事予定表を基に主なものを説明させていただきます。

9月2日2学期最初の管内校長会がありました。夏休み中の工事関係、児童生徒の様子等報告がありました。事故等問題行動などはなく、2学期が始まったということでした。3日から13日まで9月議会定例会がありました。一般質問では、図書館の利用者を増やすために図書通帳を始めた渋川市の例があるが、邑楽町での導入はどうかという内容の質問がありました。経費の関係や今後の見通しなどから導入の予定はない旨を回答いたしました。7、8日と邑の森ホールでは、虹色カーニバルが開催されました。3公演行い、来館者は3,600人ということで大いに賑わいました。8日は、体育協会主催のクラブ対抗バレーボール大会があり、同日には町体邑楽郡卓球大会も開催されました。10日は、役場ロビーで福祉パレードがありました。15日は、邑の森ホールで米寿・金婚式式典があり、米寿110名、53組の金婚をお祝いいたしました。21日は、長柄公民館まつりがありました。夜には、ふれあい交流会も行われました。24日は、おうらこども園の指導主事訪問、25、26、27日は、町行政についての広聴会が行われました。26日は邑楽中学校の体育祭でした。教育長事務報告は以上になります。

議長（藤江）

何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次に議事に入ります。最初にお諮りしますが、議案第23号令和元年度邑楽町教育委員会点検評価報告書における有識者の委嘱については、委員委嘱等案件のため、その他の8)全国学力・学習状況調査結果については結果の公表はしていないため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

会議録

議長（藤江）

異議なしと認めます。議案第 23 号令和元年度邑楽町教育委員会点検評価報告書における有識者の委嘱について、その他の 8) 全国学力・学習状況調査結果については非公開にし、公開案件審議終了後に協議します。
 それでは、議案第 20 号邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、半田生涯学習課長説明をお願いします。

生涯学習課長（半田）

この邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例の改正につきましては、前回の教育委員会で議会に提案させていただき旨のご説明をさせていただいたところですが、9 月の定例会でその条例改正が可決成立いたしました。内容的には邑楽町勤労青少年ホームを来年の 4 月 1 日から高島公民館にするという内容の条例改正です。これを受けまして、条例の施行規則とそれ以外にも教育委員会規則には、勤労青少年ホームという名称を含んでいるものがございますので、これらを削除又は高島公民館に変更する必要がございます。これらを整理するための規則改正が今回の提案となります。まず、邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の改正ですが、第 5 条の表中「邑楽町長柄公民館」を「上記以外の公民館」に改めます。現在、中央公民館と長柄公民館 2 つの公民館が邑楽町にはありますが、「中央公民館」と「上記以外の公民館」とし、「上記以外の公民館」は長柄公民館と高島公民館とすることで、開館時間などにより区分します。次に、附則について、附則 1 番の施行期日ですが、この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとなっています。条例において令和 2 年 4 月 1 日から勤労青少年ホームが高島公民館になるのに合わせております。附則の 2 番は、令和 2 年 4 月 1 日で勤労青少年ホームではなくなりますので、邑楽町勤労青少年ホームの設置及び管理運営に関する条例施行規則及び邑楽町勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する条例施行規則を廃止するものです。次の附則の 3 番ですが、これは 1 つの規則の改正の中で、ほかの規則の改正も併せて行うというものです。「勤労青少年ホーム」という名前が入っている教育委員会規則を別々に改正するのではなく、1 つの規則改正の中で併せて改正するという手法です。これにより邑楽町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正します。改正内容ですが、この規則内の「勤労青少年ホーム館長」を削除し、長柄公民館長と今回名称が変わる高島公民館長につ

会議録

	<p>いては、一括して「公民館長」とするものです。次に附則の4番ですが、こちらも併せて改正するものです。邑楽町教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正します。改正内容ですが、教育委員会の職員については、課長、課長補佐、係長、主査、主任、主事など名称が決められておりますが、それに併せて指導主事、社会教育主事、司書などの職名も併用することができることとなっており、この中に「勤労青少年ホーム指導員」も含まれておりますので、勤労青少年ホームがなくなるのに伴い削除するものです。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第20号邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>議案第20号邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定いたします。</p> <p>次に議案第21号邑楽町教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>改正内容ですが、勤労青少年ホームがなくなるのに伴い、勤労青少年ホーム館長の公印についての部分を削除し、公民館長に統一するものです。なお、附則において、施行期日につきましては、勤労青少年ホームから高島公民館に移行する令和2年4月1日となっております。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第21号邑楽町教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>議案第21号邑楽町教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程についてを提案どおりに決定いたします。</p>

会議録

<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>次に議案第22号邑楽町学校給食センター設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則について、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>改正内容ですが、第4条に規定されております給食費の徴収及び納入に関して、邑楽町に在住する町立幼稚園児の給食費を無償化するという町の方針を受けて、当該対象者の給食費を無償とするために規則を改正するもので、第4条第4項の次に第5項「教育委員会は、給食の提供のあった月の初日において、園児が本町に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記載されている場合は、当該園児に係るその月の給食費を免除するものとする。」を加えるものです。なお、附則において、令和元年10月1日からの施行となっております。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。</p>
<p>教育委員（黒澤）</p>	<p>例えば10月2日に転入してきた場合は、その月分の給食費を徴収することになりますか。</p>
<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>10月1日に給食の提供があれば徴収することになります。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>月途中で転入した場合、その月分の給食費については日割り計算で徴収することになり無償にはなりません。ほかに質問等ありますか。ないようですので、議案第22号邑楽町学校給食センター設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則について、ご承認いただけますでしょうか。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>（賛同の声あり）</p> <p>議案第22号邑楽町学校給食センター設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定いたします。</p> <p>次に議案第24号邑楽町立幼稚園一時預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱について、子ども支援課金井児童支援係長説明をお願いします。</p>
<p>児童支援係長（金井）</p>	<p>現在、町立幼稚園において、平日の終園後の午後2時から午後5時まで、また、夏休みなどの長期休業期間は午前9時から午後5時まで、預かり</p>

会議録

保育を実施しています。平日及び長期休業期間の預かり保育において、おやつが必要な時間までの園児については、おやつを持参していただいています。また、長期休業期間の昼食については弁当を持参していただいています。この度、10月からの幼児教育・保育の無償化に併せて、町独自の政策として3歳から5歳までの給食費を無償化することに伴い、本改正が必要となりました。改正の概要としましては、今まで、持参していただいていたおやつと長期休業期間中の弁当について、10月からは、おやつや長期休業中の主食・おかずが必要な園児については、園より提供することとなり、町内に居住し、住民登録のある園児については、そのおやつ代や主食代・おかず代は無償とすることとしました。また、預かり保育料についても一部改正することとしました。要綱の第2条の定義についてですが、新規に4号を加え、おやつ代や主食代、おかず代及び給食費の額の定義を追加しました。第12条の費用負担については第2項第1号中「800円」を「450円」に改めます。第12条の次に4条新設します。第13条では、おやつ等の提供及び費用負担としまして、おやつ代や主食代及びおかず代の納入や、日割計算やその額、納入について規定しています。第14条では、おやつ代等の返還について、日割計算を行った場合に、既納付額との差が生じたとき返還することを規定しています。第15条は、おやつ代の調整で、おやつ代の減額について規定しています。第16条は、おやつ代の免除の規定で、該当園児が本町に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている場合におやつ代等を免除する規定、また、該当園児についておやつ代、主食代及びおかず代と給食費の合計額の上限を規定し、それを超える額についての免除も規定しています。第17条は、別記様式第1号から第4号までの様式の一部を改めました。附則において、施行期日は令和元年10月1日となっております。また、経過措置としまして、この要綱による改正後の邑楽町立幼稚園一時預かり保育実施要綱の規定は、施行の日後に行われた一時預かり事業について適用し、同日前に行われた一時預かり事業については、なお従前の例によることとします。

議長（藤江）

何かご質問・ご意見等ありますか。

教育委員（黒澤）

主食代とおかず代とありますが、「主食」と「おかず」とは何ですか。

会議録

<p>児童支援係長（金井）</p>	<p>主食とは、ごはんやパンです。おかず代は副食費に含まれ、国では、おかず代とおやつ代のことを副食費と呼んでいます。保育園とこども園で2号認定として長時間両親が働いている子どもさんの主食費、おかず代とおやつ代の副食費が、この10月から全額免除になります。また、幼稚園でも保護者の就労の要件に当てはまる子どもの預かり保育を新2号認定として10月から実施しますが、主食費、おかず代及びおやつ代が無償になります。保育園・こども園で2号認定を受けている子どもさんの無償化の恩恵に合わせて、幼稚園で預かり保育を実施する子どもさんにつきましては、平日及び夏休み期間・冬休み期間のおやつ代が無償になります。これを行った上で、こども園の1号認定につきましても要綱の改正を行いましたので、すべての3歳以上の子どもさんで、邑楽町に居住し、かつ、住民登録のある方につきましては、全額無償化になります。</p>
<p>教育委員（中村）</p>	<p>金額は決めてありますが、無償化にするということですか。</p>
<p>児童支援係長（金井）</p>	<p>そうです。町外から邑楽町を利用する子どもさんたちの徴収根拠がなくなってしまうので、金額を決めています。</p>
<p>教育委員（岡田）</p>	<p>10月から3歳以上の子どもさんは、保育料と給食費が無償化になるということですね。</p>
<p>児童支援係長（金井）</p>	<p>そうです。なお、給食費については、町助成額の上限を4,500円と規定しておりますので、私立園や町外の園に通い、その園が4,500円を超える給食費を設定している場合は、一律4,500円まで助成することになります。</p>
<p>教育委員（岡田）</p>	<p>総額の予算はどのくらいですか。</p>
<p>児童支援係長（金井）</p>	<p>年間で2千2～3百万くらいです。</p>
<p>教育委員（中村）</p>	<p>それは国の方から来るのですか。</p>
<p>児童支援係長（金井）</p>	<p>給食費については国から来るのではなく、町単独になります。町は国以上の手厚い補助を幼児教育等で行っております。多子軽減についても国</p>

会議録

	<p>では所得制限や年齢制限がありますが、町ではそれを撤廃いたしまして、すべての児童を対象に補助を行っていました。その財源を今回の給食費の無償化に使わせていただきます。歳出につきましては、今までよりは若干縮小されますので、負担軽減が見込まれます。</p>
議長（藤江）	<p>幼稚園の一時預かり保育の利用者はどのくらいですか。</p>
児童支援係長（金井）	<p>最近では共働き世帯が増えておりますので、幼稚園の一時預かり保育を利用されるお子さんも増えております。中野幼稚園ですと40～50人くらい、長柄幼稚園でも30人くらい利用しており、少しずつ増えています。</p>
議長（藤江）	<p>幼稚園のおやつというのはどのように提供するのですか。</p>
児童支援係長（金井）	<p>調理室は幼稚園にはありませんので、市販で購入できるおやつを提供できるようにしていきたいと考えています。</p>
議長（藤江）	<p>夏休み中のおかずや主食はどうしているのですか。</p>
児童支援係長（金井）	<p>今まで夏休みには弁当を持参していただいておりますが、これから冬休みが始まりますので、それまでに事業所を探し、冬休みには提供できるように準備を進めています。</p>
教育委員（岡田）	<p>仕事中に保育園からの連絡で「熱が出てしまったのでお迎えをお願いします。」というときに、祖父母が近くにいればよいのですが、いない場合にサポートしてくれる方がいるといいですね。</p>
教育委員（谷津）	<p>子どものサポートというのは必要ですね。特に幼稚園の先生や保育園の先生は人数が足りなくて大変な状況の中で、例えば、ご自分のお子さんをほかの園に預けていて、「熱があります」と連絡があってもなかなか行けないときもあると思います。園では、子どもに熱があるとそのままずっとは預かれないですね。</p>
児童支援係長（金井）	<p>そうですね。</p>

会議録

教育委員（谷津）	仕事をどうしても休めないときなどにサポートをしてくれる人は必要かなと思いますね。
児童支援係長（金井）	邑楽町にはファミリー・サポート・センターがあり、事前に登録していただきまして、マッチングを行い、預ける側と預かる側とが事前確認をしてサポートをおこなっています。
教育委員（岡田）	利用は多いですか。
児童支援係長（金井）	制度がまだ浸透していないこともあり、定期的な利用はないですが、少しずつ問い合わせもあり、マッチングをおこなっている状況が続いています。
教育委員（中村）	ボランティアで参加されているのですか。
児童支援係長（金井）	有償ボランティアということで、1時間700円で実施しています。先ほどの病気の時に預ける場所ということですが、病児保育というのを館林市のこやなぎ小児科の先生にお願いしていただき、館林市と大泉町を除く邑楽郡の4町で事業を行っております。事前に登録していただき、医院と連絡を取り合って利用していただいております。例えば、子どもさんがインフルエンザにかかって園に登園できないときに、医院にある特別の保育室に預けて保護者の方が就労できるというサポートとなっております。
議長（藤江）	ほかにご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第24号邑楽町立幼稚園一時預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱について、ご承認いただけますでしょうか。 (賛同の声あり)
議長（藤江）	議案第24号邑楽町立幼稚園一時預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱についてを提案どおりに決定いたします。 次にその他の1) 邑楽町防災行政無線施設条例施行規則の一部を改正する規則(案)について、半田生涯学習課長説明をお願いします。

会議録

<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>先ほどは教育委員会規則の中に「勤労青少年ホーム」という文言があるものについての改正手続きをとらせていただきましたが、こちらは教育委員会規則ではなく町の規則でございますので、教育委員会で議決するものではありません。町長部局の方で改正する内容をご承知おきいただきたくご報告するものです。改正内容ですが、こちらの規則では、防災行政無線の屋外スピーカーをどこに設置するかを定めております。この中に「勤労青少年ホーム」がありますので、「高島公民館」への名称変更を行うものです。施行日については、令和2年4月1日となっております。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>その他の1) 邑楽町防災行政無線施設条例施行規則の一部を改正する規則(案)についてはご承知おきください。 次にその他の2) 邑楽町職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則(案)について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>こちら先ほどと同様に町の規則でございます。この中に「勤労青少年ホームに勤務する職員」という文言がございますので、それを削る改正内容となっております。また、図書館に勤務する職員の勤務時間について、現行は勤務時間の割り振りが「午前8時30分から午後6時15分まで」となっておりますが、実際は早番遅番と別れておりまして、勤務実態に合うように「午前8時30分から午後6時15分までの間で7時間45分とし、図書館長が定める。」と改正させていただきたくご報告いたします。施行期日につきましては、こちら来年の4月1日となっております。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>その他の2) 邑楽町職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則(案)についてはご承知おきください。 次にその他の3) 令和4年度以降の成人式典の開催方法について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>2022年の令和4年から民法が改正されて、成人年齢が現在の20歳から18歳に引き下げになります。そこで成人式について、今までどおり20歳の人を対象に行うのか、あるいは法律に基づいて18歳の人を対象に行うのかということで検討してはりましたが、このほど町としての方針を</p>

会議録

決定しましたのでご報告をさせていただきます。法律の施行まで3年ほどありますが、18歳まで引き下げますと3学年同時に成人式を開催することになることから、最近、美容室や貸衣装屋さん、保護者からも問い合わせがあります。あまり心配させてはいけないということで、早めに方針を決めたく検討した結果、邑楽町においては令和4年以降も現行どおり20歳を迎える人を対象に「成人式」ではなく「二十歳の集い」として開催したいと考えているところでございます。理由ですが、1つは18歳にしますと、高校3年生が対象になり、受験や就職などの大変な時期に開催するのは本人や家族にとって負担になることが想定されます。また、成人式には同窓会的な楽しみもありますが、高校3年生で同窓会というのも雰囲気的にはまだ早いかなという感じがあり、受験などもあることから参加者が減ってしまう可能性があります。さらに3学年同時に成人式を開催すると、中央公民館ホールでの開催は無理ですし、参加者にも負担があり、準備にも相当の負担が発生してしまいます。もう一つは、該当する子どもたちの考えはどうなんだろうかということです。いくつかの自治体では、該当する子どもたちにアンケートをこれからとって、その結果で決めると新聞報道されています。アンケートについては、すでに日本財団というところが、17歳から19歳までの男女に全国調査をし、その結果が今年発表されています。それによると74%、4分の3の人が今までどおり20歳での開催がいいと回答しています。邑楽町の子どもに聞いても同じような結果になると思われまので、委員の皆さんにご了承いただければ新聞等で早めに周知を図っていきたいと考えております。

議長（藤江） 何かご質問・ご意見等ありますか。

教育委員（中村） 「成人式」というのはなくなるわけですね。

生涯学習課長（半田） 「成人式」ではなくて「二十歳の集い」になります。法律上の成人は18歳になりますが、20歳は今までどおり喫煙や飲酒、大型・中型の免許取得の区切りにもなっているので分かりやすいと思います。

議長（藤江） ほかにありますか。ないようですので、「20歳の集い」の開催についてご了承いただけますか。

会議録

	<p>(賛同の声あり)</p>
<p>議長 (藤江)</p>	<p>それでは 20 歳で式典を開催することにいたします。 次にその他の 4) 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、子ども支援課金井児童支援係長説明をお願いします。</p>
<p>児童支援係長 (金井)</p>	<p>令和元年 5 月 10 日に国会において「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、10 月 1 日からの幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。国では、関係する法令の改正を行い、令和元年 10 月 1 日の施行を予定しております。その中の「子ども・子育て支援法施行令」の改正に伴い、「幼稚園・認定こども園の教育利用をしている教育認定子ども」と「保育園・認定こども園の保育利用をしている 3 歳以上児の保育認定子ども」の利用者負担額がゼロ円になります。また、「保育園・認定こども園の 3 歳未満児の保育認定子ども」の一部の利用者負担額が改正となります。そのため、町においても「邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を 10 月 1 日に施行し、利用者負担額の改正を行うこととなりました。改正内容ですが、まず、教育・保育給付認定子どものうち、教育利用の 1 号認定子どもと 3 歳以上児の保育利用の 2 号認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額をゼロ円とします。次に、3 歳未満児の保育利用の 3 号認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額を定める表の改正を行います。無償化になる以前は別表第 1 として「1 号認定子ども」、別表第 2 として「2 号認定子ども、3 号認定子ども」の階層区分ごとの利用者負担額を記載しておりましたが、1 号認定子どもと 2 号認定子どもが無償化となることに伴い、3 号認定子どもの階層区分と利用者負担額の表に改めます。また、10 月からは無償化の対象となります住民税非課税世帯の方など第 2 階層の利用者負担額を今までの 3,000 円からゼロ円に改正します。</p>
<p>議長 (藤江)</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、その他の 4) 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてはご承知おきください。</p>

会議録

	<p>次にその他の 5) 後期学校訪問指導に伴う授業公開について、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>10月4日（金）の邑楽南中学校から11月18日（月）の中野小学校まで後期訪問指導が行われます。ご都合のつく範囲でご出席ください。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>次にその他の 6) 教育長職務代理者の指名について、私の方から説明いたします。</p> <p>教育長職務代理者につきましては、教育長が指名することになっています。岡田教育委員においては、10月1日から再任となり、引き続き職務代理者をお願いすることといたしましたのでご報告いたします。よろしくをお願いします。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>次にその他の 7) 給食費返戻（過去5年）に関わる通知について、私の方から説明いたします。</p> <p>給食費の返戻につきまして、平成26年度から平成30年度までの過去5年分の確認をいたしました。その結果、200万ほどの返戻をしなくてはならないことがわかり、議会でも補正予算が許されましたので、手続きを始めたと考えております。対象の保護者の皆様には、私と金子町長の連名でお詫びの文書を出したいと思っております。内容のご確認をお願いします。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>次にその他の 9) 令和元年10月行事予定について、中繁学校教育課長・半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>学校教育課の10月の主な予定行事を読みあげる。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>生涯学習課の10月の主な予定行事を読みあげる。</p>

会議録

議長（藤江） 何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、その他の10) 次回の教育委員会についてですが、10月24日（木）午前9時30分からでお願いしたいのですが、どうでしょうか。

（賛同の声あり）

議長（藤江） それでは次回の教育委員会は10月24日（木）午前9時30分から行うことに決定しました。以上で公開案件は終わりにします。
次に非公開案件に入ります。議案第23号令和元年度邑楽町教育委員会点検評価報告書における有識者の委嘱についてを議題とします。

以下非公開

議長（藤江） 議案第23号令和元年度邑楽町教育委員会点検評価報告書における有識者の委嘱についてを提案どおりに決定いたします。
次にその他の8) 全国学力・学習状況調査結果についてを議題とします。

以下非公開

以上で9月の教育委員会を閉会します。